

国民健康保険

●国民健康保険納税通知書を送付しました

平成21年度の国民健康保険納税通知書を7月1日に発送します。この納税通知書は、普通徴収、特別徴収の全ての国民健康保険税対象者にお送りします。

普通徴収は、窓口納付または口座振替の方です。特別徴収は、65歳以上75歳未満の世帯で世帯主の方が年金を受給し、一定の要件を満たしている場合、年金から徴収されます。

特別徴収には仮徴収があります。これは、前年度の課税額を参照した仮の税額を年金から特別徴収するもので、年金の受給開始時期により仮徴収の開始時期も4月、6月、8月と異なります。仮徴収された方は、7月に本算定を行ない平成21年度の国民健康保険税が確定した段階で仮徴収した額を差し引き、残りの額を10月、12月、2月の年金から特別徴収します。ただし、年金の開始時期により、仮徴収ができない場合もあります。

この場合は、第1期から第3期分を納付書または口座振替で納付(普通徴収)いただきます。第4期から第8期分は、7月31日までとなり、7月31日までに実施している医療機関もありませんので、まだ受診されていない方は、ぜひ受診してください。

メタボリックシンドロームは、腹囲が男性85cm、女性90cm以上(またはBMI「体重÷身長m÷身長m」が25以上)でかつ血糖、脂質、血圧のうち基準を超えているものが2項目以上該当する場合で、1項目の場合、予備群となります。この状態は、内臓脂肪が蓄積され



ている状態で、内臓脂肪から分泌される善玉物質が減り、悪玉物質が増えます。そうすると高血圧症、糖尿病、脂質異常症(高脂血症)などの生活習慣病になり、動脈硬化へ進行し、更には脳卒中や心筋梗塞など命に関わる病気へ進行する可能性があります。高くなります。

3期分を納付書または口座振替で納付(普通徴収)いただきます。第4期から第8期分は、7月31日までとなり、7月31日までに実施している医療機関もありませんので、まだ受診されていない方は、ぜひ受診してください。

詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

特定健康診査は7月31日までです。40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して実施している特定健康診査は、7月31日までとなり、7月31日までに実施している医療機関もありませんので、まだ受診されていない方は、ぜひ受診してください。

「長期優良住宅」による固定資産税の減額措置について
新築住宅のうち、「長期優良住宅」の普及の促進に関する法律」の規定により認定を受けて平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅について、固定資産税を2分の1に軽減する期間を通常の

新築住宅より延長します。

■固定資産税の減額措置を受けられる期間

	通常の新築住宅	長期優良住宅による新築住宅
耐火、準耐火構造の住宅(3階建て以上)	課税年度から5年度分	課税年度から7年度分
上記以外の住宅	課税年度から3年度分	課税年度から5年度分

年金だより

■国民年金は60歳以降でも加入できます

国民年金は、20歳から60歳までの日本に住居を有する方が加入する制度です。

しかし、60歳において、老齢基礎年金を受けられる加入期間を満たしていない方や、未納期間や未加入期間があり、満額の老齢基礎年金を受け取ることができない方は、60歳以降に申し出ただくことにより、申し出された月より65歳到達月の前月までの間、国民年金に任意で加入し、保険料を納めることができます。また、昭和40年4月1日以前生まれの方は、70歳到達月の前月までの間で、年金を受けられる加入期間を満たすまで任意で加入することができます。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

■平成21年度申請免除の受付をします

国民年金保険料の申請免除を7月より受け付けます。前年所得が一定の基準以下の場合、申請して受けられます。免除の対象となる所得の目安は、下表を参照してください。

平成21年1月1日以降に福生市に転入された方は、平成20年中の所得を証明するものを添えて申請してください。

なお、平成20年度以前に免除等申請の際に継続申請を希望され、全額免除または若年者納付猶予が承認された方は、昨年に引き続き同申請があったものとされますので、申請手続きは不要です。ただし、審査の結果、全額免除または若年者納付猶予に該当しなかった

方で、これ以外の免除を希望される方は、別に申請が必要です。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

■年金ポスター作品募集のお知らせ

将来の公的年金制度を担う小・中学生及び高校生を対象に、公的年金に対して関心を持っていただくことを目的として「年金ポスターコンクール」を実施します。

このポスターコンクールをきっかけに、公的年金制度に対する理解を深めていただければと思います。ふるってご応募ください。

【作品のテーマ】公的年金制度の役割などを伝える内容

【応募資格】

(小学生の部)都内の学校に在学する小学5・6年生

(中学生の部)都内の学校に在学する中学生(高校生の部)都内の学校に在学する高校生

【作品の規格等】画用紙四つ切りサイズ(約540mm×381mm)

※作品に「国民年金」、「公的年金」または「年金」の文言を入れてください。また、応募は一人一作品とし、未発表の作品に限ります。

【応募方法】作品の裏面に氏名(ふりがな)・学校名・学年を明記し、学校ごとに応募してください。

【応募期間】7月1日(水)～9月11日(金)(当日消印有効)

問合せ ☎169-8012 新宿区大久保2-12-1 東京社会保険事務局総務部企画課 ☎03・5155・1713

●免除の対象となる所得の目安(平成21年度)

免除等種類	所得の目安			一部納付額(月額)
	単身	※2人	※4人	
若年者納付猶予	57万円	92万円	162万円	—
全額免除	57万円	92万円	162万円	—
4分の1納付	93万円	142万円	230万円	3,670円
半額納付	141万円	195万円	282万円	7,330円
4分の3納付	189万円	247万円	335万円	11,000円

※2人世帯は、夫婦のみで、夫か妻のどちらかに所得がある場合

※4人世帯は、夫婦と子2人の場合で、夫婦どちらかに所得があり、子は16歳未満の場合

7月の納税

7月は固定資産税・都市計画税(第2期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(第1期)、後期高齢者医療保険料(第1期)の納期です。7月31日(金)までに納めてください。

口座振替は7月31日(金)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

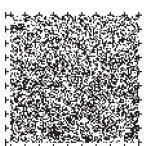
納め忘れはありませんか
市・都民税第1期(6月30日)

「定額給付金」「子育て応援特別手当」の申請はお早めに!

定額給付金並びに子育て応援特別手当の申請期限は9月30日(水)です。この期限を過ぎますと申請を受け付けることができませんので、まだ申請されていない方は、早めに手続きをしてください。

なお、給付金等の手続きで、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作や手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。くれぐれも不審な訪問や電話等にはご注意ください。

問合せ (定額給付金) 地域振興課 ☎551・1699
(子育て応援特別手当) 子育て支援課 ☎551・1737



軽減を受けられる範囲 居住

問合せ 課税課 資産税係 ☎551・1614

